

函館港福利厚生会館運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館港福利厚生会館運営費補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、港で働く人々の福利厚生を増進し函館港の発展に寄与するため、函館港福利厚生会館が行う事業に要する経費について、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、函館港福利厚生会館とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、函館港福利厚生会館の運営に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額を交付する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する